

2017 春季生活闘争 非正規共闘方針

I. 2017 春季生活闘争「非正規共闘」の基本的な考え方

「底上げ・底支え」と「格差是正」の実現に重点を置いた取り組みを進めるとの 2017 春季生活闘争方針のもと、すべての働く者が人間らしい働きがいのある仕事（ディーセント・ワーク）に就き、雇用形態にかかわらず仕事に応じた適正な処遇の確保に向けた取り組みを強化する。

非正規労働者を取り巻く環境は、社会保険適用労働者の拡大、2018 年 4 月より労働契約法 18 条に基づく有期契約労働者の無期契約への転換の開始、法定地域別最低賃金上昇による就労時間調整の可能性などにより大きく変化する。こうした動向を把握し、春季生活闘争を通じて、総合的な労働条件の改善に向けた取り組みを一層強化する必要がある。

また、非正規労働者自らが運動に参画できる環境の整備に向けて、「職場から始めよう運動」、「クラシノソコアゲ応援団！ RENG O キャンペーン」、「なんでも相談ダイヤル」、組織拡大の取り組みなどにより、非正規労働者が処遇改善を実感できる取り組みを展開し、社会への波及をはかる。

II. 構成組織・単組の取り組み

すべての構成組織は「非正規共闘」に結集するとともに、部門別共闘連絡会議や非正規共闘担当者会議での情報共有を通じて、非正規労働者の処遇改善に向けて強力に、具体性のある運動を展開していく。

単組は、構成組織の指導と支援のもと、組織化の状況に区別なく、ワークルールの周知、徹底をはかることを通じて労働条件の改善に向けた取り組みを一層強化する。同じ職場で働く仲間の労働条件改善を進めるために、それぞれの職場の実態把握や非正規労働者の声を結集し、具体的な要求を行っていく。取り組みを進めるにあたっては、職場で働く非正規労働者との意見交換や「2016『職場から始めよう運動』取り組み事例集・仮称」（2016 年 12 月発行予定）なども活用し、非正規労働者自らが参画できる場を設定する。

1. 雇用安定に向けた取り組み

個々人のニーズに応じた働き方が選択できる制度の整備を推進する。

その際、キャリアアップ助成金等行政の就業促進および処遇向上支援策の周知なども行っていく事とする。

(1) 正社員への転換ルールの導入・明確化・転換促進

正社員に転換するための制度を整備し、また制度の運用状況を点検することを通じて、正社員化を希望する者の雇用安定を促進する。

(2) 無期労働契約への転換促進など

労働契約法 18 条に規定する無期転換申込み権について、法定の 5 年より短い期間で転換させる取り組みを行う。

2. 仕事に応じた適正な処遇の確保に向けた取り組み

職場における働き方の実態に応じた均等処遇の取り組みを推進する。

(1) 賃金引き上げの取り組み

1) 時給の引き上げ

時給の引き上げの取り組みは、「底上げ・底支え」「格差是正」と均等待遇の実現をはかるため、次のいずれかの取り組みを展開する。

- ① 「誰もが時給 1,000 円」の実現に向けた時給の引き上げ
- ② 時給 1,000 円超の場合は、37 円ⁱを目安に要求する。
- ③ 取り組む地域ごとに「県別リビングウェイジ」を上回る水準をめざして取り組む。
- ④ 正社員との均等待遇の実現をはかるため、昇給ルールの導入・明確化の取り組みを強化する。昇給ルールが確立されている場合は、その昇給分を確保した上で、「底上げ・底支え」「格差是正」にこだわる内容とする。

2) 月給の引き上げ

月給制の非正規労働者の賃金については、正社員との均等待遇の観点から改善を求める。

(2) 均等待遇に関する取り組み

雇用・労働条件の向上と生活保障の実現のため、不合理な格差の是正、雇用形態にかかわらず均等であるべき待遇の確保に向けて取り組む。

- 1) 一時金の支給
- 2) 福利厚生全般および安全管理に関する取り組み
- 3) 社会保険の加入状況の確認・徹底ⁱⁱと加入希望者への対応
- 4) 有給休暇の取得促進
- 5) 育児・介護休業の取得は正社員と同様の制度とする。
- 6) 再雇用者（定年退職者）の処遇に関する取り組み

【参考：2017 闘争非正規共闘方針と連動した連合の取り組み】

- * 「改正労働契約法」に関する取り組みについて（第 13 回中央執行委員会確認／2012. 10. 18）
- * 雇用形態間における均等待遇原則（同一労働同一賃金）の法制化に向けた連合の考え方（第 9 回中央執行委員会確認／2016. 6. 16）
- * 改正育児・介護休業法等に関する連合の取り組みについて（第 11 回中央執行委員会確認／2016. 8. 25）
- * 「社会保障分野における政策実現に向けた取り組みについて」（第 13 回中央執行委員会確認／2016. 10. 20）

ⁱ 中小共闘方針が提起する賃上げ 6,000 円を月所定労働時間 164 時間（厚生労働省「平成 27 年賃金構造基本統計調査」）で除して時給換算

ⁱⁱ 厚生年金保険法・健康保険法の改正により、2016 年 10 月 1 日から短時間労働者への適用が拡大された。従来の適用対象者（1 日または 1 週間の所定労働時間および 1 月の所定労働日数が通常の就労者の概ね 4 分の 3 以上である者）に加え、以下①～⑤をすべて満たすパート労働者も適用対象者となる。①1 週間の所定労働時間が 20 時間以上あること②月額賃金が 8 万 8,000 円以上（年収が 106 万円以上）であること③継続して 1 年以上雇用されることが見込まれること④学生でないこと⑤従業員数が 501 人以上の企業で雇用されていること。

Ⅲ. 地方連合会の取り組み

地方連合会は、地域の非正規・未組織労働者、地域のあらゆる関係者と連携し、地域フォーラムなどの開催を通じて、社会全体に賛同を得られる運動の展開を進める。また「なんでも労働相談ダイヤル」の活動を強化し、2016年12月6-7日および2017年2月9-11日には「全国一斉集中相談ダイヤル」をそれぞれ長時間労働、無期転換に向けた雇い止めなど非正規雇用をテーマとして実施し、長時間労働や労働組合のない職場で働く非正規労働者の課題解決に取り組む。

Ⅳ. 「職場から始めよう運動」の取り組み

同じ職場で働く仲間の労働条件改善を進めるために、それぞれの職場や地域の実態を踏まえて、通年的に推進する「職場から始めよう運動」の徹底した取り組みを促進する。

以 上

連合「職場から始めよう運動」とは

◆できることから一つずつ

連合は、すべての働く者の処遇改善に取り組んでいます。その中で、2010年から展開しているのが、「職場から始めよう運動」です。この運動は、同じ職場・同じ地域で働く非正規労働者が抱えている問題を、自らにつなげる課題として捉え、その改善のために何ができるかを考え、具体的なアクションにつなげていくものです。

◆労働組合だからこそできること

連合は、非正規労働者に関わる政策の実現に取り組んでいますが、同時に重要なことは、それぞれの職場で組織化や処遇改善に取り組み、それを広げていくことです。雇用形態にかかわらず、同じ職場で働く人の声を集め、そこから職場全体に共通の課題を導き出し、解決に向けて行動する取り組みの先頭に立てるのは、労働組合しかありません。

<職場から始めよう運動>

1. 職場で、パート、有期、派遣で働く労働者の権利を守る
(労働法の法令遵守、「職場から始めよう運動」のチェック項目)
2. 実態把握・コミュニケーションを進める
(非正規雇用の実態把握(配置の業務・人数・福利厚生等を含めた労働諸条件等)、組合活動の情報発信、意見交換の場づくり)
3. 組織化・組織確認を展開する
(組合員範囲の見直し、学習活動、加入活動、取り組み方針決定等)
4. 処遇改善・制度化を進める
(労使協議、団体交渉の取り組み)
5. 取り組み事例集等を活用して、すべての労働者の組織化と処遇改善につなげる。
(「パート労働者の組織化と労働条件の均等・均衡待遇に向けた中期的取り組み指針(ガイドライン)」、「派遣・請負先労働組合がすすめる間接雇用労働者に向けた取り組み事例集」、「職場から始めよう運動取り組み事例集(2013年・2016年)」、「パート・有期契約労働者等の組織化・処遇改善取り組み事例集(2014年・2015年)」)

地域における「職場から始めよう運動」の取り組み

<ステップ1>

地域構成組織・単組を対象とした「職場から始めよう運動」の学習活動

目的	地方連合会において「職場から始めよう運動」の理解を促進し、実施することで、運動の広がり浸透をはかる。
対象	地方連合会役員・地域の構成組織役員・担当者など
内容	<ul style="list-style-type: none">・非正規労働者との交流づくりについては、参加者が集まりやすい環境を設定するなど、取り組みを一步前進させることをめざす。・「職場から始めよう運動」の取り組み趣旨の周知徹底・「ガイドライン」「間接雇用事例集」「職場から始めよう運動事例集（2013年・2016年）」「パート・有期契約労働者等事例集（2014年・2015年）」を活用した勉強会等の実施・労働条件改善、組織化などの取り組みについての情報交換・職場・地域における非正規労働者の実態把握

<ステップ2>

非正規労働に関わる集会・シンポジウムの開催、非正規労働者との交流機会

目的	非正規労働者が抱える諸問題を共有化し、労働組合として取り組むべき課題の認識を統一する。また、地域における非正規労働者との情報交換・交流を進めることで、連合が労働者にとって身近なセーフティネットとしての存在であることを、非正規労働者・未組織労働者に訴え、地域における組織化の取り組みにつなげていく。
対象	地方連合会役員・地域の構成組織役員・単組担当者・組合員・非正規労働者・未組織労働者
内容	<ul style="list-style-type: none">・上記ステップ1に加え、取り組み事例の報告会を行う。・可能であればパート等組合員からの訴え、地域の有識者、マスコミ関係者、NPO等関係団体などの参加も検討する。・非正規労働者との交流づくりについては、参加者が集まりやすい環境を設定するなど、取り組みを一步前進させることをめざす。

以上